

市民税・都民税の公的年金からの特別徴収(引き落とし)のお知らせ

●特別徴収の対象となる公的年金
 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など
 ◎特別徴収1年目の方・昨年中で普通徴収(納付書または口座振替による納付)になつた方
 ①特別徴収の対象となる方
 平成31年(令和元年)中に公的年金などの支給を受けた方で、令和2年4月1日現在特別徴収の対象となる公的年金の支給を受けている65歳以上の方。ただし、次の方は特別徴収の対象にはなりません
 ▼令和2年1月1日現在市内に住所を有しない方(転出した方など)▼公的年金の支給額が年18万円未満の方▼介護保険料が特別徴収されない方▼障害年金や遺族年金のみを受給している方(課税対象にならないため)
 ②特別徴収の開始時期
 2年10月支給分から
 ③特別徴収の対象となる市民税・都民税の対象となるのは公的年金などの年金所得

に係る市民税・都民税のみです。年金所得の他に給与所得、不動産所得などの所得がある場合、これらの所得に係る市民税・都民税は従来通り、給与からの特別徴収または普通徴収による納付になります
 ④公的年金からの徴収方法

表1 公的年金からの市民税・都民税の特別徴収を開始する年度の徴収方法

(例) 年金に係る税額が1万2,000円の場合

徴収の方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)				
	納期・年金支給月	納付額	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の2分の1 (6,000円)		年税額の2分の1 (6,000円)				
	3,000円		3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

表2 公的年金からの市民税・都民税の特別徴収が2年目以降の徴収方法

(例) 年金に係る税額が1万7,000円で、前年度の年税額が1万8,000円の場合

徴収の方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			
	年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の年税額の2分の1 (9,000円)			年税額から仮徴収分を引いた額			
	3,000円			3,000円	3,000円	2,800円	2,600円

※公的年金からの市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)を開始する年度と、特別徴収が継続する年度では徴収方法が異なります。

11月・8月分は普通徴収、10月・12月・2月分は公的年金からの特別徴収になります(左上表1参照)。
 ◎特別徴収2年目以降の方
 「特別徴収の対象となる公的年金」「特別徴収の対象者」「特別徴収の対象となる市民税・都民税」については特別徴収1年目の方と同様です。
 特別徴収の開始時期は令和2年4月支給分から。ただし、4月・6月・8月分は仮

所得と給与所得があり、給与の年税額6分の1の金額を給与から特別徴収(給与天引き)されている方は、公的年金からの特別徴収を差し引いた金額を公的年金から特別徴収します(左上表2参照)。
 特別徴収が中止になる場合
 特別徴収開始後、公的年金などの支給停止などが発生した場合、特別徴収が中止となり、普通徴収による納付となります
 詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777(内線2333)2337へ。

所得と給与所得があり、給与の年税額6分の1の金額を給与から特別徴収(給与天引き)されている方は、公的年金からの特別徴収を差し引いた金額を公的年金から特別徴収します(左上表2参照)。
 特別徴収が中止になる場合
 特別徴収開始後、公的年金などの支給停止などが発生した場合、特別徴収が中止となり、普通徴収による納付となります
 詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777(内線2333)2337へ。

東村山都市計画緑地第5号 向山緑地都市計画の変更(案)の縦覧を実施します

「東村山都市計画緑地第5号向山緑地都市計画の変更(案)」を取りまとめましたので、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。
 なお、同法の規定に基づき

市内在住の方および利害関係のある方は、市長に対し意見を提出することができます。
 【縦覧期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く10月5日(月)～19日(月) 午前8時

半々午後5時(正午～午後1時を除く)に(必着)、環境政策課(市役所5階)で
 【意見書の提出方法】縦覧期間中(必着)に、〒203-8555、市役所環境政策課宛て郵送または同課に直接持参してください
 詳しくは同課緑と公園係 ☎470・7753へ。

東京都シルバーパス 新規(10月～翌年3月)購入 手続きのお知らせ

都営交通などが利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。有効期間は発行日より3年9月30日まで
 【対象】都内に住所を有する満70歳以上の方
 【費用】①2年度の住民税が課税の方 2万510円
 ②2年度の住民税が非課税の方 1万000円
 ③2年度経過措置(※)対象の方 2万510円

※2年度経過措置対象の方は、元年度の住民税が「課税」で、元年度の合計所得が125万円以下の方です。
 【必要書類】本人確認書類(保険証または運転免許証など)
 前記費用の②に該当する方は次のいずれか1点を追加。
 (ア)「2年度介護保険料」の所得段階区分欄に「第一段階(第五段階)のいずれかの記載のあるもの」

(イ) 2年度住民税非課税証明書
 (ウ) 生活保護受給証明書(2年4月以降の生活扶助) ※上記費用③の元年度の合計所得金額が125万円以下に該当する方は次のいずれか1点を追加。
 (エ) 「2年度介護保険料」の所得段階区分欄に「第六段階(第七段階)」の記載があり、かつ合計所得金額欄が125万円以下の記載があるもの
 (オ) 2年度住民税課税証明書
 【注意】(ア)・(エ)は、7月13日付けで介護福祉課から送付した通知書(緑色の封筒に同封)をご用意ください。なお、(ア)・(エ)の再発行はできません。(イ)・(オ)は、課税課(市役所2階)で発行しています(有料)。(ウ)は、「生活扶助」を表す記載があるもののみ使用できます(本人確認書類との兼用が可能)。
 【その他】有効期限が9月30日のパスをお持ちの方で、まだ更新手続きがお済みでない方は、10月10日(土)までは郵送手続きでお手続きください。また、10月11日以降は、シルバーパス発行窓口でお手続きください。
 詳しくは東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ。

東村山都市計画生産緑地地区の変更(東久留米市決定)案の縦覧を実施します

「東村山都市計画生産緑地地区の変更(東久留米市決定)案」を取りまとめましたので、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。
 なお、同法の規定に基づき

市内在住の方および利害関係のある方は、市長に対し意見を提出することができます。
 【縦覧期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く10月21日(水)～11月4日(水) 午前

8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に、都市計画課(市役所5階)で
 【意見書の提出方法】縦覧期間中(必着)に、〒203-8555、市役所都市計画課宛て郵送、または直接同課へ持参してください
 詳しくは同課計画調整担当 ☎470・7762へ。

市職員を名乗って ウイルス感染を狙う電子メールにご注意を

コンピュータへのウイルス感染を狙うメールが全国的に発生しています。ウイルスに感染すると、コンピュータに保存していた電子メールや連絡先、ファイルなどが盗まれてしまう可能性があります。また、大変危険です。市内においても、あたか

も市職員や市内事業者から送信したようになりすましてウイルス感染を狙う電子メールを多数確認しています。市職員を名乗る電子メールを受信した場合は、電子メールに記載されたウェブページや添付されたファイルを開く

前に、送信元のメールアドレスを今一度確認するなど、なりすましでないことを十分ご確認ください。また、自身で判断が難しい場合は、電子メールを送っている市職員の所属課へ電話でお問い合わせください。
 なお、9月23日現在、市役所内でのウイルスの感染は確認されていません。詳しくは情報管理課情報システム係 ☎470・7704へ。



国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の手続きはお済みですか

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まり

【免除期間】出産予定日または出産日の月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の月の3カ月前から6カ月間)
 ※出産とは、妊娠85日(4カ月)以降の出産をいいます(死産、流産、早産を含む)。
 【対象】国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
 【届け出時期】出産予定日の6カ月前から
 【届け出先】市役所保険年金課(市役所1階)
 【手続きに必要なもの】基礎

年金番号がわかるもの(年金手帳など)またはマイナンバー確認書類(マイナンバーカードなど)、手続きする方の身元確認書類(運転免許証など、認印)。
 出産前に届け出する場合は、母子健康手帳など出産予定日がわかるもの、出産後に届け出する場合で、被保険者と子が別世帯など親子関係が不明な場合は、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類
 詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

わくわく健康プラザの施設維持管理業務委託契約 優先協議者を募集します

わくわく健康プラザは、保健衛生に関わる業務を行うほか、母子保健事業、健康増進事業、医師・歯科休日診療事業、子ども家庭支援センター、集会室、体育室(健康増進施設)、社会福祉協議会事務所、郷土資料室、市民開放施設などの複合施設として複数の機能があるため、利用される時間帯が平日のほか、日曜日、祝日や休日・夜間など、多様になります。

このような複合的な施設の維持管理を、市の業務仕様に基つき、事業内容を理解した上で、事業法人の創意と工夫によって、市が求める施設の適正管理および維持管理経費の低減となることを期待しています。
 このたび、わくわく健康プラザを適正かつ廉価で維持管理するための業務計画の提案を、事業法人から募集し、次の通り委託する事業者を公募

型プロポーザル方式で選定します。
 プロポーザルに参加を希望する事業者は、健康課窓口で配布する資料または市ホームページに掲載する資料をご確認の上、お申し込みください。
 【公募説明会・現地見学会】10月9日(金) 午後1時15分～3時、わくわく健康プラザ1階講堂
 【応募書類の提出受付期間】10月1日(木)～16日(金) ※詳細は公募要領などをご覧ください。
 詳しくは健康課予防係 ☎477・0030へ。